## 告示

## 埼玉県告示第四百六十号

め、 生省令第八号)第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。 次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたた 同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令 (昭和三十九年厚

令和元年九月二十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

念病院   字西百九十六番地	医療法人一成会さいたま記 埼玉県さいたま市見沼区東宮下	番三十五号	医療法人狭山中央病院 埼玉県狭山市富士見二丁目十-	名 称	病院
月三十日	東宮下 合和元年六	月三十一日	目十九 令和元年五	撤旦日	]
	院 字西百九十六番地	院 字西百九十六番地 月三法人一成会さいたま記 埼玉県さいたま市見沼区東宮下 令和	院 字西百九十六番地 月三法人一成会さいたま記 埼玉県さいたま市見沼区東宮下 令和 番三十五号	院 字西百九十六番地 月三十日法人一成会さいたま記 埼玉県さいたま市見沼区東宮下 令和元年法人狭山中央病院 埼玉県狭山市富士見二丁目十九 令和元年	院 字西百九十六番地 月三十日   法人狭山中央病院 埼玉県狭山市富士見二丁目十九 令和元年   法人狭山中央病院 埼玉県狭山市富士見二丁目十九 令和元年   大田 中 中   中 中 中